

議案第56号

東京都板橋区立保育所条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年9月20日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

東京都板橋区立保育所条例の一部を改正する条例

東京都板橋区立保育所条例（昭和36年板橋区条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「こぶし保育園、赤塚保育園」を「赤塚保育園」に改める。

別表第1 弥生保育園、にりんそう保育園及びこぶし保育園の項を削る。

別表第2 弥生保育園、にりんそう保育園及びこぶし保育園の項を削る。

付 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に弥生保育園、にりんそう保育園又はこぶし保育園における保育の利用を承諾されている者は、区長が別に指定する保育所における保育の利用を承諾されているものとみなす。

（提案理由）

弥生保育園、にりんそう保育園及びこぶし保育園を廃止する必要がある。